

# 糸島市コミュニティセンター設置計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果

## 1. パブリックコメントの実施概要

- ◆意見募集期間：平成 31 年 1 月 22 日（火）から 2 月 20 日（水）まで
- ◆素案の公表場所：地域振興課、生涯学習課、市役所情報公開コーナー、市立公民館、市ホームページ
- ◆意見提出先：公表場所へ設置した意見回収箱に投函、持参、郵送、FAX、電子メール
- ◆意見提出数：4 件（提出者 4 名）

※ほか 1 件（提出者 1 名）は、無記名による提出のため無効

## 2. 寄せられた意見の概要と意見に対する考え方

ページ	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
P 7	怡土公民館について	<p>怡土公民館の</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・エレベーターの設置</li><li>・倉庫の増設</li><li>・和室のバリアフリー化</li><li>・全体的な模様替え</li></ul>	<p>コミュニティセンター化にともない、各公民館を改修する予定はありません。</p> <p>なお、「公共施設等総合管理計画」にもとづき、怡土公民館は平成 33 年度、34 年度に改修する予定です。改修にあたっては、事前に地域のご要望をお伺いし、改修内容を決定する予定です。</p> <p><b>→計画(素案)は現行のまとします。</b></p>
無記入	無記入	<p>地域住民とともに最適な機能等を検討する。</p> <p>（1）談話室（いつでも誰でも出入可）を設け、地域住民の憩いと交流の場を提供する。</p> <p>①テーブル、椅子、ソファー等設置 ②市の広報誌、一般情報誌、新聞などの陳列 ③自動販売機の設置</p>	<p>市民が自由に利用できる談話室等の設置は、まちづくりを推進する上で有効と考えますが、現行の施設においての談話室の配置は難しいため、「公共施設等総合管理計画」に基づく改修時に地域の意見を基に設置を検討します。</p> <p><b>→計画(素案)は現行のまとします。</b></p>

ページ	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
P 4	12 項目の次	<p>13 項目として、「コミュニティセンター化に伴う地域懇談会の開催について」の項目を挿入することを提案します。</p> <p>提案理由 <u>(長文のため、一部抜粋。)</u></p> <p>今回の改革は糸島市にとって大改革であり、次に飛躍していくためチャンスだと思います。</p> <p>それで、糸島市まちづくり基本条例、第 5 条情報の提供、第 8 条の市民意思の把握、第 10 条市民の権利、第 11 条市民の責務の観点から、校区単位でコミュニティセンター設置に伴う地域懇談会の開催を提案します。</p> <p>何のために行うのか、これまでの総括をして、だから今回の改革の意義を地域住民に周知するということ、これに加えて、平成 30 年 11 月にいとしま共創プランの検証と改訂された、各校区のまちづくりを地域住民でみんなのものとするため、情報の共有と実践を確認する場にして欲しいと思います。</p> <p>そして、何よりも、地域の課題解決は地域住民がやっていくという機運を醸成する場にする必要だと思います。そのためにも、その移行時期に、住民と行政がスクラム組んで進めていくきっかけづくりの場として、地域懇談会はこのタイミングが最適だと思います。</p>	<p>地域懇談会を開催する予定はありませんが、地域からの要望等、必要に応じて開催したいと考えます。</p> <p>→計画(素案)は現行のまとします。</p>

ページ	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
P 3 28 行	必要に応じて、指定管理者制度等による民営方式の導入を検討する。	センター職員には、ボランティア精神ももちろんだが、生涯学習を構築する力、コミュニティ活動の支援など、プロとしての力が求められ、現在は教育委員会のもとで指導や様々な研修を受け、嘱託職員として比較的身分が保証された中で仕事に従事することができている。他県では、民営化したもの、不安定な身分ということで人材が集まらず、再び公営にもどった館があるので、糸島での民営化は希望する校区だけにしてほしい。	コミュニティセンターへ移行後も、従前のサービス水準を維持するため、センター職員の研修等を実施する予定です。 また、センターの民営化は、地域から民営化を希望する声が寄せられた際に、地域と十分に協議し、決定したいと考えます。 <b>→計画(素案)は現行のままとします。</b>
無記入	無記入	南校区の住民です。主事さんが3月末でやめると聞きました。困ります。何とか引きとめてもらえませんか。せっかく公民館が明るくなつたのに皆困っています。	無記名による提出のため無効とする。

このたび、糸島市コミュニティセンター設置計画（素案）に対するパブリックコメントを実施したところ、施設整備に対するご意見が2件、新制度の周知方法に対するご意見が1件、施設の運営に対するご意見が1件、合計4件のご意見が寄せられました。

今後、コミュニティセンター化に向けた市の方針を決定し、具体的な利用規程等の整備を行うこととなります。が、公民館のコミュニティセンター化にあたっては、これまで以上に市民に親しまれる施設となるよう、地域の話を伺いながら進める所存です。

糸島市企画部地域振興課

教育部生涯学習課